

【質疑応答①】

○司会（小宮山道夫） 何かご質問、あるいは基本的な事項の確認等がございましたら、この場で受けさせていただきたいと思います。

○菅真城 大阪大学アーカイブズの菅と申します。

話の本筋とはあまり関係ないのですが、資料7の国立公文書館のもので、これは著作権も念頭に置いているのではないかということですが、私が知っている範囲の情報をお伝えしておく、それは全然考えられていなくて、なぜ50年かという、これは個人情報保護の関係で、例えば、二十歳の時に公文書に記載されたその人が、50年たつと70歳になっていて一線はリタイアしているというので50年。80年たつと、おそらく亡くなっているだろう。110年たつと、その子孫、お子さんも亡くなっているだろうというのが一定の目安として、ここではこういう設定になっているということだけです。

○石田雅春 そうなんですか。私は、もともと30年だったものが50年に延びたので、てっきり著作権法の関係で50年にしたのかと思っていました。それに30年を足して80年かなと思ったのですが、そういうわけではないんですね。ありがとうございます。

○藤吉圭二 お話をありがとうございました。追手門学院の藤吉と申します。

不利益ということ、例えば、著者が勝手に自分の本をコピーされると不利益を受けるということは一番分かりやすいと思うんですが、遺族あるいは家族の不利益というものを考えたときに、話はややこしくなるなと感じています。

狭い経験の中のことなので一般化はできないと思いますが、例えば、オーストラリアに監獄に関する博物館があり、その博物館はもともと監獄だったところを展示場になっているんですが、独房の中には、実際に逮捕されて収監されていた人の個人情報パネルで展示されていて、それは警察が作成した捜査調書で、顔写真も入っているというのがあるんです。

それで、実際にその人がいつぐらいに生きてかということ、1900年代の前半ぐらいに生きていて、孫の世代だったら十分に生きており、こんなのは大丈夫かしら、日本ではあり得ないというふう感じたことを思い出しながら、今、伺っていました。

この16ページのお話にあった国籍とか人種とかというのも、個人情報が周りの親族、家族にどういう不利益を及ぼすかというのは、かなり国によって、文化によって異なると感じるので、TPPのように、どこの国でもこんなふうにするというのは、なかなかなじみにくいのではないかなと思います。

法律はどこでも適用できますが、文化にすると、それぞれ尊重しなければいけない、違うなというふうにお感じになったことを、ずっとお調べになっていて、何かほかの例などがあれば教えていただければと思います。

○石田 著作権の話でさせていただきますと、アメリカの場合は公文書に著作権がありません。ですから、そもそも日本と前提が違うのと、今回、公的な機関がこのように資料を提供する際に、例えば、公表権の制限のように、著作権が制限されると日本の法律はなっているんですが、アメリカの著作権法はフェア・ユース (fair use) といって、公的な目的にかなっていれば自由に提供していいですよというかたちになっている。

日本の場合は、厳格に、この場合とこの場合しか例外を認めません、というかたちにはしていますが、アメリカの場合は、公共の利益になるんでしたら出していいですよ、もしも問題があったら、裁判を起こしてもらって、判決の積み重ねでできる範囲を確定していきましょうという法律の構成になっています。

ですから、まったく日本と著作権法の考え方が違います。日本の場合は、50年から70年という保護期間の延長だけが注目され、著作権のもとのところをどうするのかという議論になっていないので、「木に竹を接ぐ」の話になっています。

アメリカの方は、そのようにわりと自由な利用とかを認めていて、70年に延ばして、本当に困るところだけ取り締まろうというのが、おそらく法の趣旨だと思いますが、日本の場合はそれをやってしまうと、どこもかしこもふさがれてしまって、自由な利用ができなくなってしまう。それが、今の著作権法の問題点だというふうに考えています。

以前、学会で報告させてもらった時には、アメリカと同じようにフェア・ユースの規定を著作権法に入れるべきだという主張をさせていただいたのですが、やはり日本の法文化から言うと、訴訟を起こして、その訴訟の結果によって運用の範囲を決めていこうというアメリカ的な考え方はなかなかなじまないもので、著作権法を少し改正して、公文書館にとって使いやすいように変えていくべきではないかというふうに、今では考えております。

○藤吉 何度もすみません。今伺って、研究成果は公表されるんですが、成果を公表するまでに集めた研究の資料、例えば、東京の国立国語研究所には方言に関する資料がたくさんあって、一応、著作、研究成果は出ているんですが、使われていない部分もたくさんある。それを公表しようとする、方言というのは、言葉、単語によっては、ある地域でしか使われない符丁という性格を持ち、その地域を特定することにより、特定の人々に不利益を被らせる、特定の人々に不利益になることがあるという、やはり人権問題に関わってくるというのがある。

ですから、そのフェア・ユースと言ったときに、人権とかそういうものについて、どのくらい踏み込むかというのは常に気にかかる場所ですが、何か今、思い付くようなことがあれば教えていただければと思います。

○石田 やはりアメリカはすごいなと思うのは、Google とかが問題を起こしていますよね。問題を起こしながらも、みんなの利益になるからということで、それを認めているのがア

アメリカ社会で、それがアメリカの著作権法だと思います。たぶん、日本で同じことをすれば大騒動になるのではないかという気がするので、やはり文化の違いは大きいのかなというふうに思います。

今話を聞いていて、関連するかどうか分からないのですが、おそらく方言の研究をするためにインタビューとかをしますよね。そのインタビューをした場合に、インタビューをとった本人と、そのインタビューのために証言を残した人のそれぞれが著作権を持っているという解釈をされるんです。

ですから、もしもそれを公表しようと思った場合に、厳密に解釈すると、まずインタビューをとる人と証言された方の両方の許諾を取らないと、おそらく公表できないんですね。そうすると、うちなんかも公表できないもののがかなりあるので、どうしたらいいかなというのは、今、悩んでいるところです。

今は、これまでの日本の文書館と同じようにおおらかにやっているんですが、やはり法律はこうだということを知れば知るほど、すごく心が苦しいので。自分が真面目すぎるんですかね。もう少しアバウトに、何か起きたらいいやぐらいの気持ちならいいのかもしれませんが、人間的にそういうのが苦手なので、どうしようかなと思っているところです。

○藤吉 長々とありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。他に何かございませんか。

では、石田さんの方で何か報告することはありますか。後半で少し飛ばした感じがありますので。

○石田 では、資料の1番と2番について簡単に説明をしておきたいと思います。

資料1はオーラル・ヒストリーの許諾書で、表裏ありますが、表面だけを載せさせていただきました。

黒のゴシックで書いているんですが、インタビューの記録で、インタビューについて公開しますと一筆もらえばいいではないかと思っている方もおられるのかもしれませんが、ビル・シェリフ (Bill Sherriff) さんの資料の公開などについて、広島大学の知的財産部門の山本 (宏) 先生と相談した時に、どの著作物の、どの著作権をどうするかというのをきちんと限定しないと、もしも訴訟を起こされた場合に契約書としては、意味がないというご指摘を受けました。

これは政策大学院大学のものを改訂したんですが、元の書式もこのようにきちんと限定してあるので、こういう範囲の限定が一つ重要だということでゴシックにさせていただきました。

資料2が資料の寄贈申込書になりまして、同じような観点から、寄贈する学術資料名も、別紙として、一覧を付けて契約の及ぶ範囲をきちんと限定するというのが、この書式をつ

くるときに留意した点になります。

もう一つは、国立公文書館の書式は、(2)番の所、著作権の取り扱いについて、譲渡、つまり完全に譲り渡すという条文しかなかったのですが、本館の場合は、ビル・シェリフの時の交渉の経緯を踏まえまして、利用許諾を同時に設けさせていただきました。

つまり不動産に例えますと、譲渡だと、要は土地の売買で土地を完全に売り渡す行為になります。利用許諾は要は賃貸でして、この土地の使用権を貸しますというのが、この利用許諾の考え方になります。

なぜこういうことをしたのかと言いますと、著作権の曖昧なものがあります。つまり複数の人が書いて、俺が著作者だと言っても、果たして、その人が著作者かどうかを確認できない場合、あるいは第三者が勝手に自分のものだというふうに主張している場合なども考えられます。

そういった場合に譲渡にしてしまうと、もしも遺族とか本人から訴えられた場合に、裁判の被告が譲渡を受けた文書館になってしまうんですね。そこで、そういうリスクを低減するために、利用許諾にして、もしも裁判が起きたら、広島大学文書館は被告にならずに、被告になるのは許諾した本人というかたちにするために、この利用許諾という項目を設けさせていただきました。

こういうのも、やはり法務の専門家でなければ思い付かないことだと思います。

○司会 ありがとうございます。大変興味深い話ですが、時間がまいりましたので、第2報告に移らせていただきたいと思います。

○石田 どうもありがとうございました。